

鳥取年金事務所 年金予約相談 について

日本年金機構では、全国の年金事務所等で年金相談の予約相談を実施しています。

また、鳥取年金事務所では、毎月第3火曜日、総合センターで出張による年金相談を実施しています。

年金請求の手続きや加入の状況、受給している年金の相談等を希望する人は、利用ください。

※連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書を準備ください。

※総合センターでの出張相談は日程が変更になることがあります。事前に年金事務所へ問合せください。

※代理人が相談に来られる場合は、委任状及び代理人の本人確認書類が必須です。

問合せ先 日本年金機構 鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

固定資産税の縦覧・閲覧について

土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧

土地または家屋の固定資産税の納税者は、その評価額等を記載した「縦覧帳簿」を見て、自分が所有する土地または家屋の価格と周辺の土地または家屋の価格を比較し、その評価が適正であるかどうか確認できます。

※縦覧帳簿のコピー、写真撮影はできませんが、書き写しは差し支えありません。

縦覧できる人

- ・土地または家屋の固定資産税の納税者
(資産を所有していても免税点未滿等の理由により固定資産税が課税されていない人は縦覧できません。)

- ・納税者の同居の家族、相続人、納税管理人

※令和2年1月2日以降に所有者となった人は縦覧できません。

縦覧できる項目

- ・土地 所在地、地目、地積、評価額
- ・家屋 所在地、種類、構造、床面積、評価額等

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産の納税義務者は自分が所有する固定資産について、固定資産課税台帳を閲覧することができます。

閲覧できる人

- ・町内の土地、家屋または償却資産の固定資産税の納税義務者
- ・納税義務者の同居の家族、相続人、納税管理人

閲覧できる事項

- ・土地 所在地、登記地目、課税地目、地積、評価額、課税標準額等
- ・家屋 所在地、種類、構造、床面積、価格、課税標準額等

場所

役場税務住民課

期間

4月1日(水)～

5月29日(金)

午前8時30分

～午後5時15分

(土、日、祝祭日を除く)

料金

無料

※期間以外の閲覧は、1名義人につき300円

※期間中、閲覧者には1枚につき20円で課税台帳のコピーをお渡しできますが、証明書ではないため公印は押されません。

※証明料は1枚につき300円必要です。

必要なもの

本人確認ができるもの
(免許証、健康保険証など)

※法人の場合は右記の他に委任状または法人印をお持ちください。

※別居の家族、代理人は委任状が必要です。

問合せ先 役場税務住民課 ☎75-4117